

令和 7 年度市道街路樹管理業務公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年度市道街路樹管理業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

令和 7 年 1 月 1 7 日

下野市長 坂村 哲也

1. 目 的

下野市は、道路施設の街路樹管理業務について、効率的な維持管理を実施することによりコストの縮減を図りながら、一定の水準を保った管理システムの構築を目指している。

このため、街路樹を一括して民間業者に委託することにより、民間業者のもつノウハウや発想を活用しながら、合理的な維持管理と管理費用の削減を実施するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して、当該委託の履行に最も適した候補者を選定するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務委託名

令和 7 年度市道街路樹管理業務委託

(2) 業務の内容

業務委託仕様書（別紙）等のとおり

(3) 委託業務の履行期間

契約を締結した日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(4) 委託契約金の上限額

7 5, 7 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上限額を超えての提案は無効とする。

3. 公募型プロポーザルへの参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たす者とし、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 下野市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成22年2月12日付訓第3号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者が指名停止中である場合も同様とする。
- (3) 令和5年度・令和6年度下野市入札参加資格申請登録業者一覧表の「役務」に登録されている者であること。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者で可とする。
- (4) 下野市内に設置された本店があること。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者で可とする。
- (5) 過去10年間に下野市が発注した「街路樹管理業務委託」を履行した実績があること。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者で可とする。
- (6) 本市が賦課徴収する市税、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が参加しようとする場合も同様に、組合員全てについて、本市が賦課徴収する市税、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

4. プロポーザル実施に係るスケジュール

- (1) プロポーザル実施要領等の公開
令和7年1月17日（金）
- (2) プロポーザル実施内容等に関する質問書の提出期限
令和7年1月22日（水）15時必着 電子メール
- (3) プロポーザル実施内容等に関する質問及び回答事項のホームページ掲載日
令和7年1月27日（月）
- (4) 参加表明書等の提出期限
令和7年1月31日（金）15時必着 持参又は郵送
- (5) 参加資格の確認結果通知及び企画提案書提出依頼
令和7年2月6日（木） 電子メールで通知
- (6) 企画提案書の提出期限
令和7年2月21日（金）15時必着 持参又は郵送
- (7) プレゼンテーションの実施
令和7年3月13日（木）13時30分から

企画提案の審査及び評価

(8) 審査結果の通知・公表

令和7年3月17日（月） 電子メールで通知・ホームページで公表

5. プロポーザルの手続

(1) 事務局

〒329-0492 下野市笹原26番地（下野市庁舎3階）

下野市都市建設部 管理保全課 保全グループ

電話0285-32-8908

電子メール kanrihozen@city.shimotsuke.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.shimotsuke.lg.jp>

(2) 質問書の受付及び回答

プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により受け付ける。

①提出期限 令和7年1月22日（水）15時必着

②提出場所 事務局

③提出方法 電子メール

④回答方法 質問及び回答事項を取りまとめ、ホームページに掲載する。

⑤掲載期日 令和7年1月27日（月）

(3) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

①提出期限 令和7年1月31日（金）15時必着

②提出場所 事務局

③提出物 参加表明書（様式第1号）

本市が賦課徴収する市税に未納がないことを証明する書類（3カ月以内）

消費税・地方消費税・法人税に未納がないことを証明する書類（3カ月以内）

（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が参加しようとする場合は組合員全てについて）

法人履歴事項全部証明書

④提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）

⑤参加辞退 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(4) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知する。

①通 知 日 令和7年2月6日(木)

②通知方法 電子メール(様式第2号、様式第3号)

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書及び内容書を熟読の上、次のとおり作成すること。

①企画提案書用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。なお、提案書は12ポイントで記載し、枚数は20頁以内とすること。

②企画提案書の様式は任意とするが、次の事項を含めて作成すること。記載順序は任意とする。

ア 企画内容

イ 業務スケジュール

ウ 業務遂行人員体制

エ 類似事業の業務実績

オ 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を明記してください。)と合計額

③企画提案書は、1者1提案のみとする。

④企画提案書の提出部数は、正本1部、副本8部とする。なお、審査の公正を期するため、副本には参加者名を記入しないこと。

⑤提出の際に、下野市長あての見積書を正本1部(代表者印押)提出すること。なお、見積書は、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書の提出

企画提案書は次のとおり提出すること。

①提出期限 令和7年2月21日(金) 15時必着

②提出場所 事務局

③提 出 物 企画提案書(正本1部、副本8部)
見積書(正本1部)

④提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便に限る。)

⑤受付時間 平日の8時30分から17時まで(提出期限日については15時まで) 持参の場合は、土日を除く

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

①提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認め

ない（審査に影響を与えない軽微ものの除く）。

②提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

③提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

④企画提案書は、下野市情報公開条例（平成１８年１月１０日付条例第１０号）に基づく情報公開請求の対象となる。

6. 委託候補者の選定

（１）審査体制

本業務の審査を実施するに際し、中立かつ公正な受託者の選定を行うため、市職員５名で構成する選定委員会を設置する。

（２）審査方法

企画提案書の提案者によるプレゼンテーションを実施するとともに、選定委員会において提出された企画提案書等を総合的に審査し、契約候補者を選定する。

ただし、審査結果いかんによっては、いずれの参加者も契約候補者として選定しない場合がある。

また、参加者が１者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

（３）審査基準

別表「令和７年度市道街路樹管理業務委託審査基準」のとおり

（４）プレゼンテーションにおける注意事項

- ①プレゼンテーションは、提出された企画提案書の内容に基づき行うものとし、新たな提案や新たな資料の配布を行うことは認めない。
- ②説明用にパワーポイント、その他を使用する場合は、提案者が用意することとするが、スクリーン及びプロジェクター本体、ケーブルは市が用意したものを使用することができる。
- ③プレゼンテーションには、１社３名までの参加とする。
- ④他社のプレゼンテーションの傍聴することはできない。

（５）プレゼンテーションの開催日時及び参加者あてに通知（様式第４号）

- ①実施内容 企画提案説明２０分、質疑応答１０分
- ②開催日時 令和７年３月１３日（木） １３時３０分から
- ③開催場所 下野市役所 庁議室

（６）審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者あてに通知（様式第５号）するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を下野市ホーム

ページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

7. 契約に係る協議・契約の締結

- (1) 市は、提案内容に基づき、選定委員会において選定された契約候補者と契約内容の協議を行う。
- (2) 提案内容及び契約書（案）に基づき、契約を締結するものとし、受託者が遂行すべき業務の内容や委託料の金額、支払方法を定めることとする。
- (3) 契約候補者との契約内容の協議が不調となり、契約締結が不可能と判断した場合には、市は評価結果の上位者から順に協議を行うことができるものとし、当該協議の内容に基づき、次点の者と契約を締結するものとする。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、全て、受託者の負担とする。

8. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

- (1) 本プロポーザルに参加した事業者、又は、提出された企画提案者が企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如している場合
- (3) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査及び評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本要領に違反すると認められる場合
- (6) 見積書の金額が委託契約金の上限額を超過したもの
- (7) その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

9. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (3) 参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で下野市に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。
- (5) 委託業務における制作物の著作権は、下野市に帰属するものとする。委託

契約期間終了後、下野市が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。

- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

別表

審査項目		主な評価内容	配点
業務の 実施方 針及び 手法	業務に対する基本的な考 え方	市道街路樹の維持管理における課題 認識と対応方針が適切か 業務責任者は業務執行に適切な能力 を有しているか	10
	業務責任者の経歴	業務責任者に実績があるか 業務責任者に保有資格があるか	10
	作業内容についての業務 提案	提案の有無 街路樹等の防除・剪定や被地類・除 草・落ち葉処理などの作業について 具体的で実効性のある提案となっ ているか	20
	街路樹管理計画（伐採・ 新植など）に対する業務 提案	提案の有無 計画的な管理を実施するにあたり、 具体的で実効性のある提案内容にな っているか。	30
	その他、本業務に附帯す る業務提案	提案の有無 具体的で実効性のある提案内容にな っているか	10
	業務の実施体制	市道及び周辺地域に配慮した業務の 執行体制となっているか 点検やパトロールの考え方、苦情・ 緊急時の対応は適切か 従事者へ業務に対して適切な指導を しているか	20
評価点合計			100
価格点			30
配点合計			130

1 価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格点 30点

価格点＝配点（30点）×最低価格／入札価格〔小数点以下第4位四捨
五入〕

イ 価格以外の評価点 100点

2 価格以外の評価点については、入札者が提出した企画提案書により、次の評価項目に基づいて算定した評価点の合計とする。